

《資料》

技術移転戦略と知的所有権侵害状況

— 日本本社へのアンケート調査に基づいて — *

榎 本 悟

この報告は2005年に実施した「中国における日系現地法人の対中技術移転戦略および知的所有権侵害に関するアンケート調査（日本本社用）」に基づく報告である。

I 対象企業の基礎的状況

① 調査対象企業の基礎データ

アンケート対象企業の選出には東洋経済新報社発行の『海外進出企業総覧【会社別編】』2004年度版を用い、本社は製造業で、中国国内に進出し、製造活動を行っている971社を選び出した。選び出された製造業の業種別内訳は以下の通りである。

食品	48社	非鉄金属	35社
繊維業	66	金属製品	40
木材・家具	3	機械	156
パルプ・紙	10	電機・電子機器	221
出版・印刷	6	輸送用機器・造船	9
化学・医薬	168	自動車・部品	74
石油・石炭	3	精密機器	39
ゴム・皮革	25	その他製造	31
窯業・土石・ガラス	25		
鉄鋼業	12		

電機・電子機器が最も多く、次いで化学・医薬、機械、自動車・部品、繊維業と続く。

アンケート送付は2005年3月に1回目を実施し、79社が回答した。その後回答企業数を上げるために督促を行い、反日デモをはさんで2005年5月に新たに72社が回答したため、全部で151社（回収率15.6%）となった。

* 本報告は平成16年度科学研究費交付金（研究代表者春名章二「日本企業の対中国向け先端技術、研究開発および知的財産権保護戦略に関する研究（基盤研究（B）（2）課題番号16330042）」の研究成果の一部である。なおデータの入力に関しては、京都大学大学院経済学研究科・ビジネス科学コースの石田拓也氏にお世話になった。記して感謝する。

② 回答企業の基礎データ

アンケートに回答した企業151社の基本データは以下の通りである。

• 業種

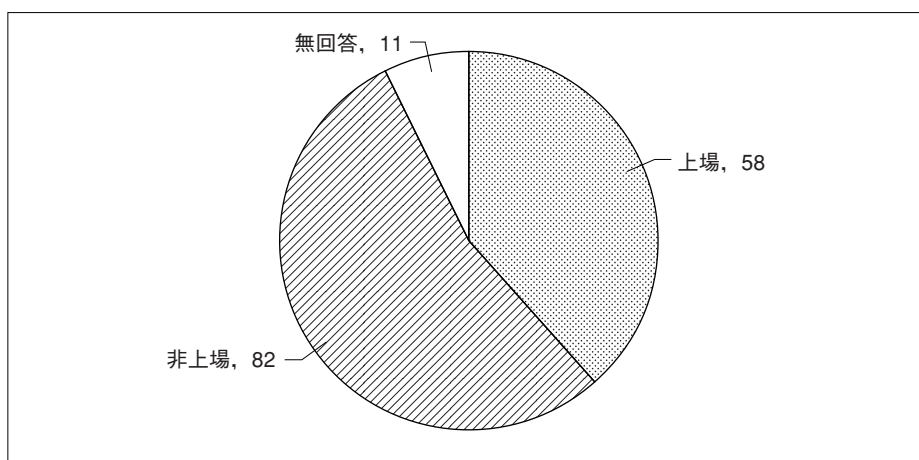
食品	4社	非鉄金属	1社
繊維業	16	金属製品	6
木材・家具	1	機械	18
パルプ・紙	2	電機・電子機器	28
出版・印刷	0	輸送用機器・造船	3
化学・医薬	25	自動車・部品	9
石油・石炭	0	精密機器	6
ゴム・皮革	5	その他製造	5
窯業・土石・ガラス	1	不明	19
鉄鋼業	2		

回答企業の内訳は、電機・電子機器28社、化学・医薬25社、機械18社、繊維業16社と続いている。この回答は選び出された企業の内訳とかなりの程度関連しているため、母集団の構成を反映していると考えられる。

• 上場の有無

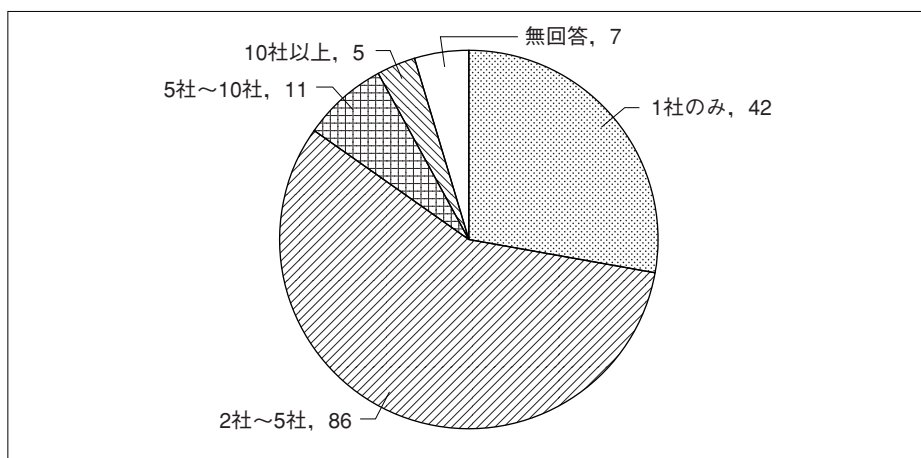
回答企業151社のうち、日本の株式市場に上場している企業は58社（38.4%）、非上場企業は82社、無回答は11社である。意外に上場している企業の数が少ないことがわかる。中小企業が多いためと考えられる。

1. 上場の有無（N=151）



- 中国現地法人の数

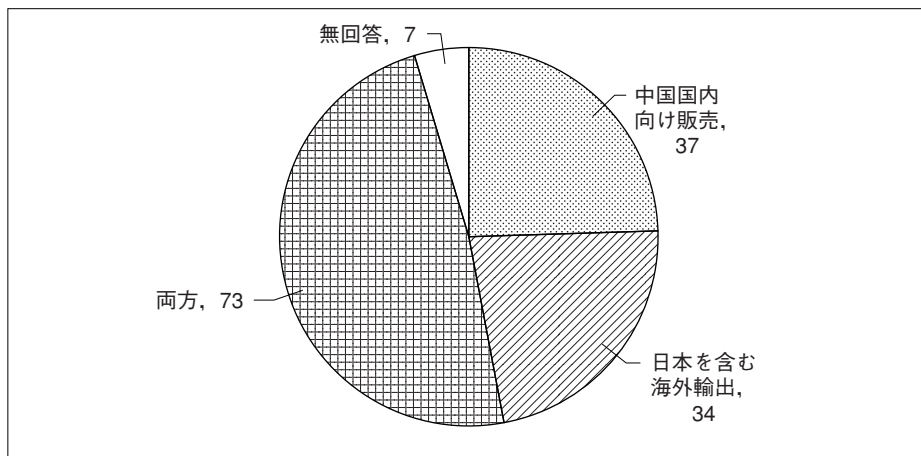
- 2. 中国現地法人数 (N=151)



回答企業の中で中国現地法人をそれぞれ何社有しているかを尋ねたところ次のような結果になった。現地法人数の最頻値は2社～5社で86社 (57.0%)、次いで1社で42社、さらに5社～10社が11社、10社以上の現地法人を持つ企業は最も少なく5社である。

- 進出時の主な目的

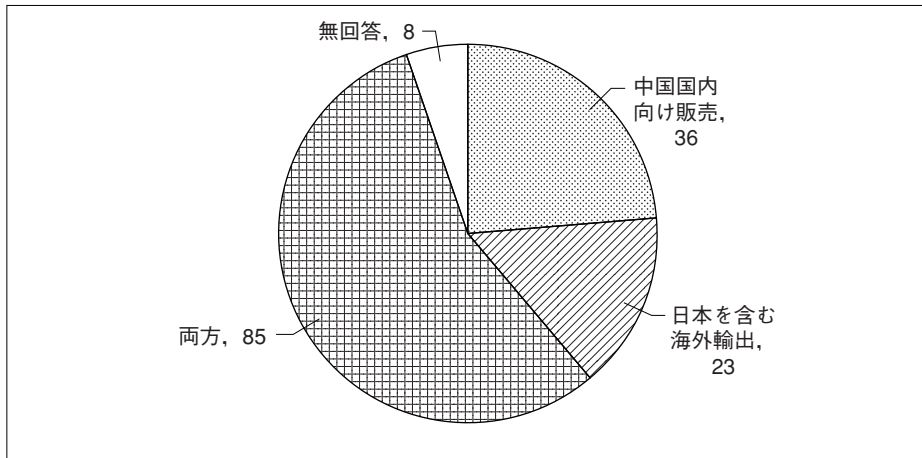
- 3. 進出時の主な目的 (N=151)



中国進出時の主な目的は中国国内向けと日本を含む海外輸出の両方の目的を持っていた企業が最も多く73社 (48.3%)、続いて中国国内向け販売のためが37社、日本を含む海外輸出目的が34社である。

- 現在の主な目的

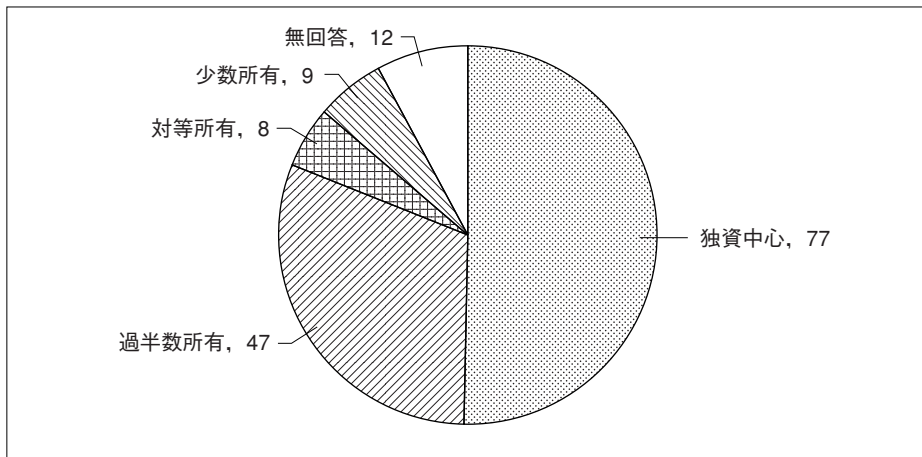
4. 現在の主な目的 (N=151, ただし1社が複数回答)



進出時と同様に現在の主な目的も中国国内ならびに日本を含む海外輸出の両方の目的を持つとする回答が85社と断然多い（回答数全体の60.0%）。これは進出時の比率よりもかなり増加しており、中国現地法人の役割が大幅に強化されていることを物語る。続いて中国国内向けと回答した企業（回答数全体の23.7%）、さらに日本を含む海外輸出と回答した企業（回答数全体の15.1%）が続いている。

- 日本側出資比率

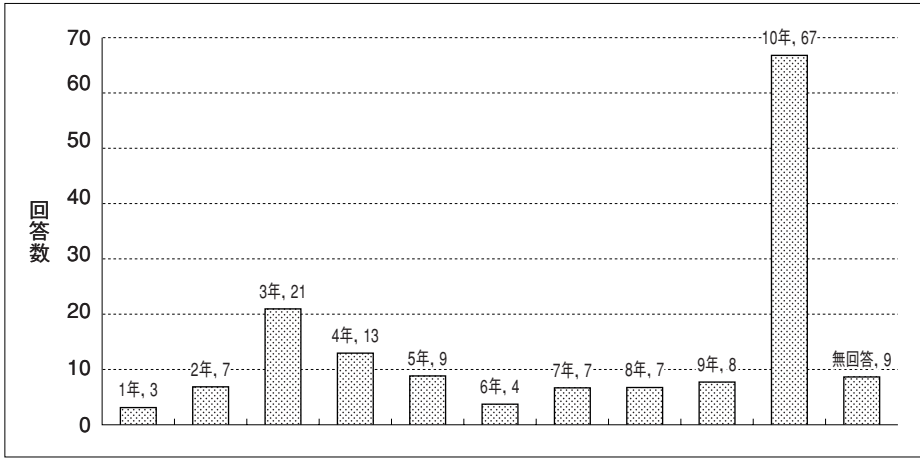
5. 日本側出資比率 (N=151, ただし2社が複数回答)



中国現地法人への出資比率に関しては、100%所有（独資）が中心で77社（回答数全体の50.3%）もあり、さらに過半数所有が47社（回答数全体の30.7%）と続く。日本企業の中国現地法人に対する所有形態は過半数以上の所有を基本としている。対等所有、少数所有はそれぞれ、8社（回答数全体の5.2%）および9社（回答数全体の5.9%）と非常に少ない。

・設立年数

6. 設立年数 (N=151, ただし4社が複数回答)



設立年数に関して、設立10年以上と回答した企業が最も多く67社（回答数全体の43.2%）であった。続いて多かったのは設立3年と回答した企業が21社（回答数全体の13.5%）と続くが、設立後10年以上の回答企業が圧倒的に多いことがわかる。

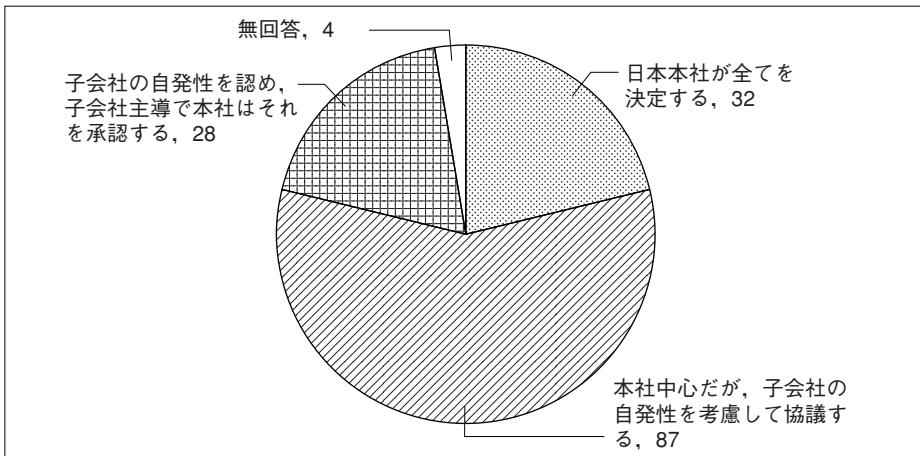
II 本社から見た現地子会社について

① 貴社は本社と海外子会社との関係をどのようにお考えですか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄
1. 日本本社がすべてを決定する
2. 本社が中心だが、子会社の自発性を考慮して協議する
3. 子会社の自発性を認め、子会社主導で本社はそれを承認する

結果は以下の通りである。(N=151)

① 本社と海外子会社との関係



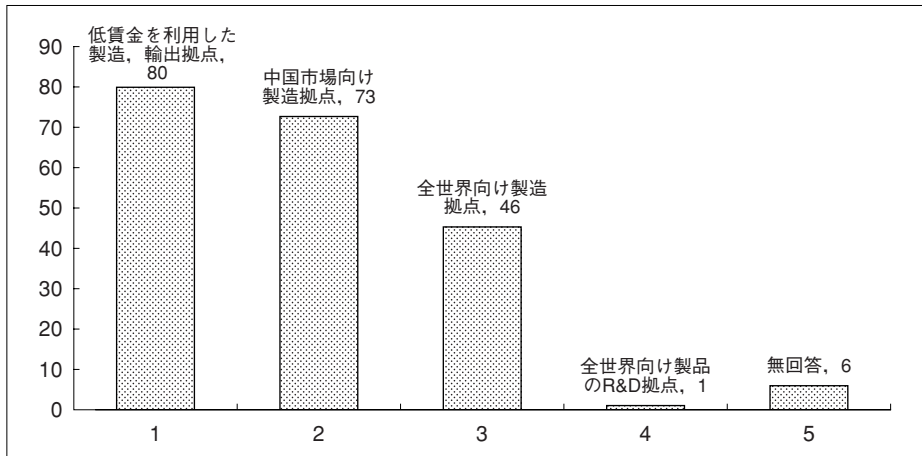
日本本社が全てを決定すると回答した企業は32社で21.2%を占めるに過ぎず、子会社と何らかの協議を行っていることが伺われる。すなわち、本社中心だが、子会社の自発性を考慮して協議すると回答した企業は87社（57.6%）で最も多く、子会社主導で実際的意思決定をすると回答した企業についても28社（18.5%）と意外に多いことがわかる。

- ② 貴社は中国という国をどのようにお考えですか。右の選択欄よりご回答ください。（複数回答可）

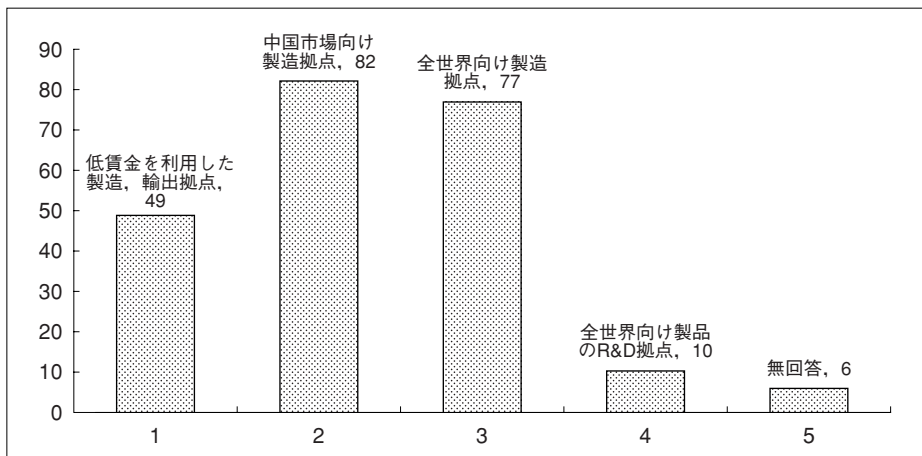
選択欄	
②-1 現在	②-2 今後（5年後）
1. 低賃金を利用した製造・輸出拠点	1. 低賃金を利用した製造・輸出拠点
2. 中国市場向け製造拠点	2. 中国市場向け製造拠点
3. 全世界向け製造拠点	3. 全世界向け製造拠点
4. 全世界向け製品のR&D拠点	4. 全世界向け製品のR&D拠点

結果は以下の通りである。

- ②-1. 現在、中国という国をどのように考えているか（複数回答可、N=206）



- ②-2. 今後（5年後）、中国という国をどのように考えているか（複数回答可、N=224）



現在ならびに今後の中国現地法人を日本本社がどのように位置づけているかを聞いたものが②-1 および②-2である。これによれば日本本社は現在、中国現地法人を「低賃金を利用した製造・輸出拠点」として位置づけている回答が最も多く（回答総数の38.8%）、次いで「中国市場向け製造拠点」（回答総数の35.4%）が続いている。しかし全世界向け製造拠点としての地位にある現地法人はまだ少なく、22.3%に過ぎない。

しかし今後、現地法人の役割は大きく変化することが予想される。「低賃金を利用した製造・輸出拠点」という役割は大きく後退し（回答総数の21.9%）、代わって「全世界向け製造拠点」としての役割が大幅に増加する（回答総数の34.4%）。また中国市場向け製造拠点も若干増加するが（回答総数の36.6%）、それよりも全世界向け製品のR&D拠点としての役割を担う現地法人の数が増加するということである（回答総数の4.5%）。こうした傾向を考えると、中国現地法人への日本本社のこれからの期待が大きいのということがわかる。

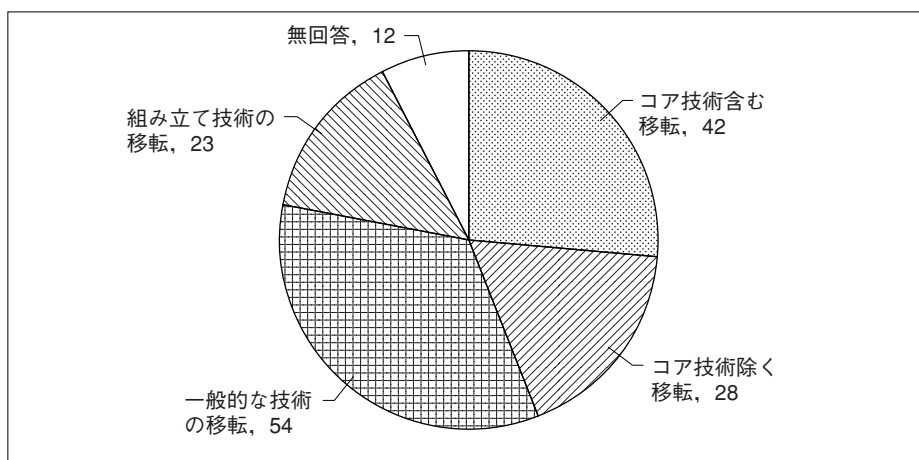
③ 中国現地子会社に対する現在の技術移転状況について右の選択欄よりご回答ください。

選択欄		
③-1 生産面	③-2 管理販売面	③-3 中心になる技術者
1. コア技術含む移転	1. すべて日本方式	1. 派遣された日本人技術者
2. コア技術除く移転	2. ほぼ日本方式に加えて現地方式の一部取入れ	2. 日本で技術研修を受けた現地人
3. 一般的な技術の移転	3. ほぼ現地方式に加えて日本方式の一部取入れ	3. 現地人技術者
4. 組立て技術の移転	4. すべて現地方式	4. その他

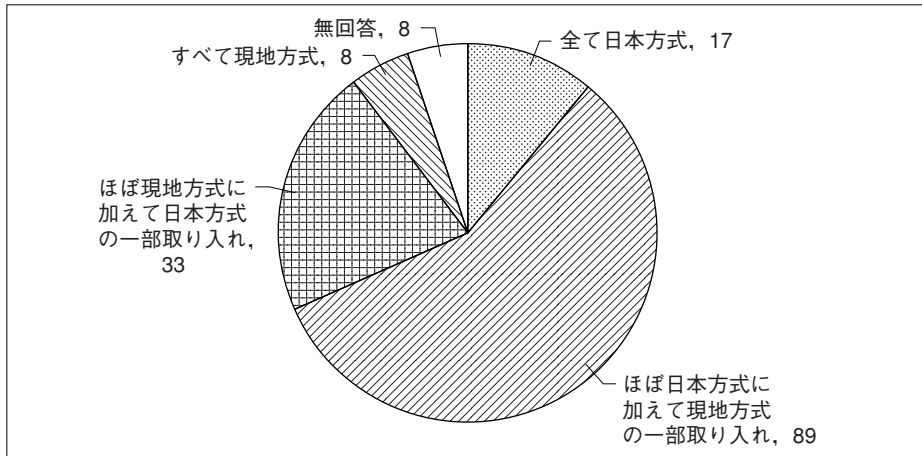
結果は以下の通りである。

③中国現地子会社に対する現在の技術移転状況について

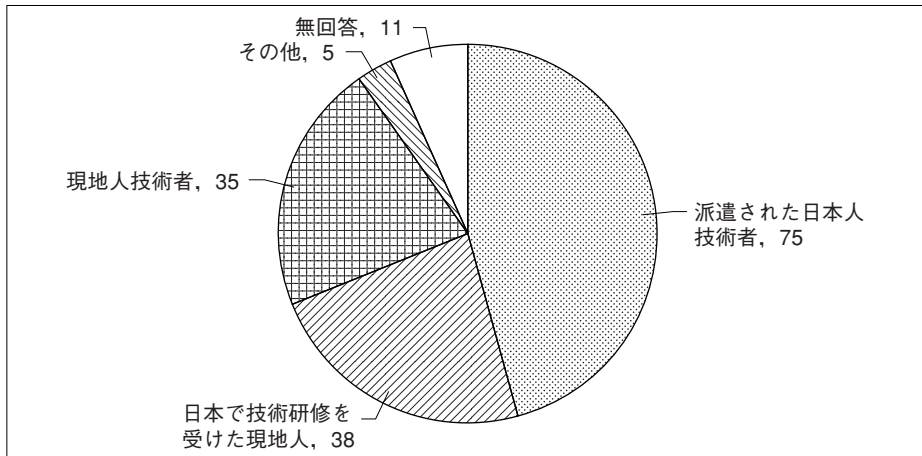
③-1. 生産面（回答総数159）



③-2. 管理販売面（回答総数155）



③-3. 中心になる技術者（回答総数154）



現地子会社の技術移転状況に関して、日本本社の見方は生産面では「一般的な技術の移転」とする回答が最も多い（回答総数の34.0%）。次いで、「コア技術含む移転」と続く（回答総数の26.4%）が、「コア技術除く移転」および、「組み立て技術の移転」はそれぞれ、17.6%と14.5%である。「一般的な技術の移転」、「コア技術除く移転」および「組み立て技術の移転」を合計すると66.1%になり、およそ3分の2の企業は革新的な技術をまだ現地に移転していないということがわかる。

管理販売面では「すべて日本方式」および「すべて現地方式」と回答した企業はどちらも少なく、それぞれ回答総数の11.0%と5.2%であった。多くの企業は混合的な方式を取り入れており、「ほぼ日本方式に加えて現地方式の一部取り入れ」と回答した企業の方が「ほぼ現地方式に加えて日本方式の一部取り入れ」と回答した企業よりも多い。それらはそれぞれ、回答総数の57.4%と20.8%である。日本的方式と現地的方式を比較すれば、68.4%と26.0%となり、日本的方式が採用されていることがわかる。

中心となる技術者に関しては、「派遣された日本人技術者」と回答した企業が最も多く、回答総数

のおよそ半分に近い48.7%を占めている。これに対して「現地人技術者」と回答した企業は回答総数の22.7%である。したがって現地法人において中心となる技術者は日本人であるという認識が強い。なお、「日本で技術研修を受けた現地人」と回答した企業の割合は24.7%である。

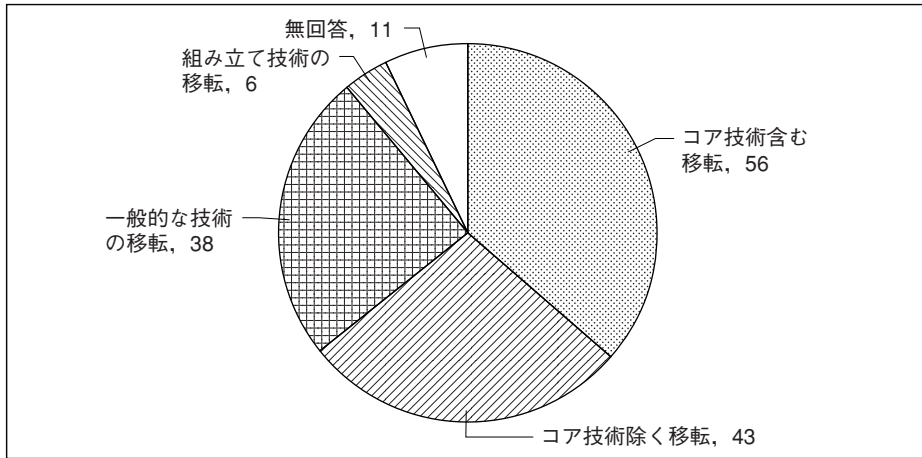
④ 中国現地子会社に対する今後（5年後）の技術移転状況について右の選択欄よりご回答ください。

選択欄		
④-1 生産面	④-2 管理販売面	④-3 中心になる技術者
1. コア技術含む移転	1. すべて日本方式	1. 派遣された日本人技術者
2. コア技術除く移転	2. ほぼ日本方式に加えて現地方式の一部取入れ	2. 日本で技術研修を受けた現地人
3. 一般的な技術の移転	3. ほぼ現地方式に加えて日本方式の一部取入れ	3. 現地人技術者
4. 組立て技術の移転	4. すべて現地方式	4. その他

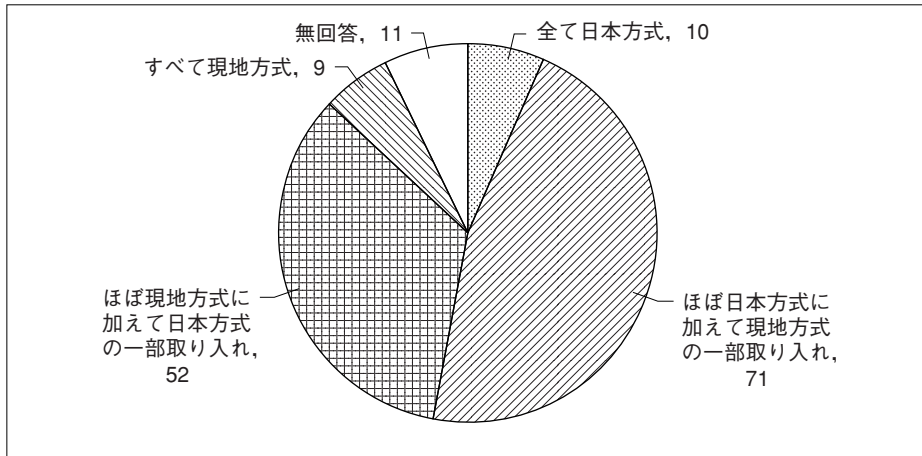
結果は以下の通りである。

④中国現地子会社に対する今後（5年後）の技術移転状況について

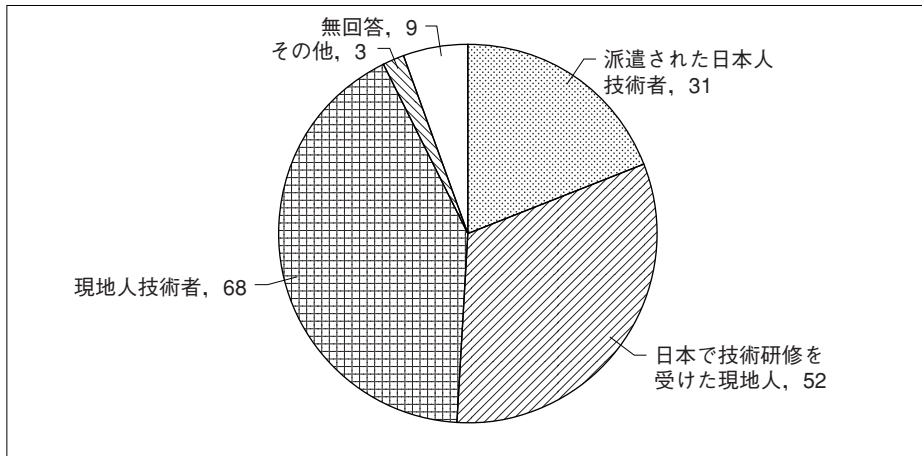
④-1. 生産面（回答総数154）



④－２．管理販売面（回答総数153）



④－３．中心になる技術者（回答総数163）



今後（５年後）の技術移転状況に関する本社の認識は、生産面については、「コア技術含む移転」と回答した企業が最も多く回答総数の36.1%と大幅に上昇する。次いで「コア技術除く移転」, 「一般的な技術移転」そして「組み立て技術の移転」と続き、それぞれ、回答総数の27.9%, 24.7%, そして2.9%である。今後5年のうちに高度の技術が移転されるであろうと本社は見ていることがわかる。

管理販売面については、「すべて日本方式」ならびに「すべて現地方式」の比率はそれぞれ、6.5%と5.9%と高くない。そして「すべて日本方式」の比率は減少し、「すべて現地方式」は微増である。「ほぼ日本方式に加えて現地方式の一部取り入れ」と回答した企業は最も多いが（回答総数の46.4%）, 「ほぼ現地方式に加えて日本方式の一部取り入れ」と回答した企業は34.0%である。日本的方式の合計が52.9%であるのに対し、現地的方式の比率は39.9%となり、その差はずっと縮小することがわかる。

また中心となる技術者についても、「現地人技術者」と回答した企業が最も多く、回答総数の41.7%

を占めている。これに対して「派遣された日本人技術者」と回答した企業は回答総数の19.0%で今後5年間で大幅に低下する。「日本で技術研修を受けた現地人」の比率も31.9%となりかなり増加する。

総じて今後5年以内に、生産技術、管理販売、および中心となる技術者のいずれの面においても現地化が進展すると本社は考えている。

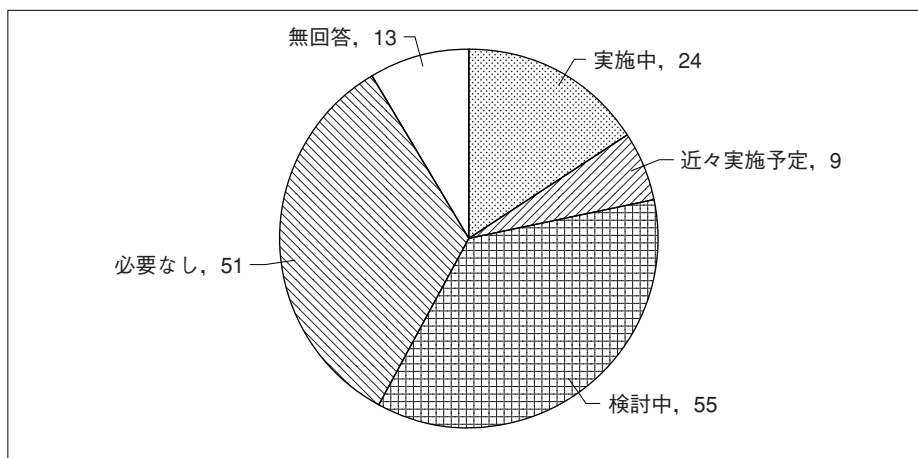
⑤ 技術移転に関して、中国現地子会社における現在の研究開発（R&D）状況について右の選択欄よりご回答ください。（R&Dを実施中と回答された場合問⑥へ、それ以外の回答をされた場合には問⑦へお進みください）

選択欄		
⑤-1 「R&Dの実施」	⑤-2 「R&Dの主導者」	⑤-3 「R&D投資の規模」
1. 実施中	1. 日本人主導	1. 売上高の8%超
2. 近々実施予定	2. 現地人主導	2. 売上高の3%超～8%
3. 検討中	3. 外資系企業との共同研究	3. 売上高の1～3%
4. 必要なし	4. 現地企業との共同研究	4. 売上高の1%未満

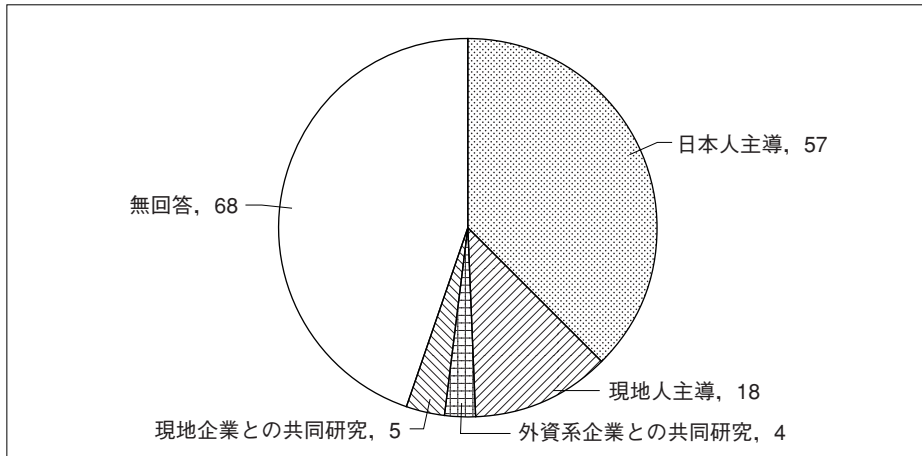
結果は以下の通りである。

⑤技術移転に関して、中国現地子会社における現在の R&D 状況

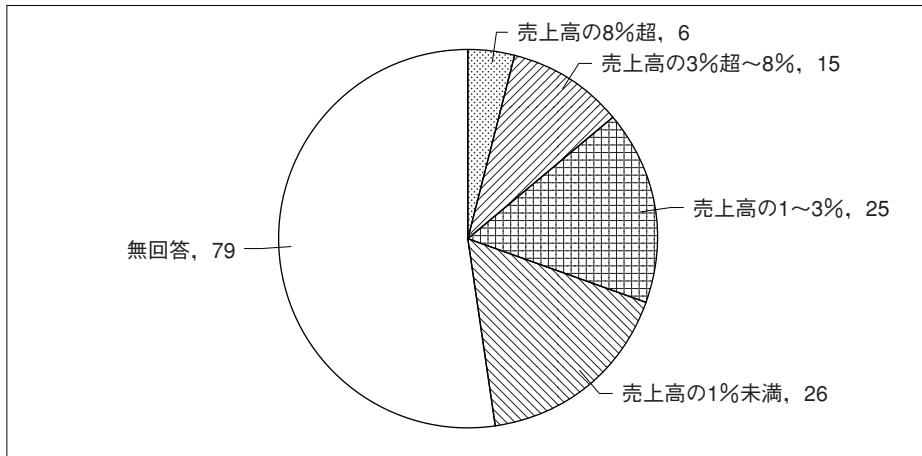
⑤-1. R&Dの実施（回答総数152）



⑤-2. R&Dの主導者（回答総数152）



⑤-3. R&D投資の規模（回答総数151）



中国現地法人のR&Dに関して、もっとも回答数が多かったのは「検討中」という回答であり、回答総数の36.2%であった。次いで、多かったのは「必要なし」という回答であり、33.6%を占めた。すでに「実施中」や「近々実施予定」と回答した企業は少なく、それぞれ、16.8%と5.9%であった。これらの数値を合計しても22.7%であり、5社に1社程度しかR&Dを実施していないということがわかる。

またR&Dの主導者についても無回答が最も多いが、それを除いた回答の中で、「日本人主導」と回答したものが最も多く、37.5%を占める。「現地人主導」と回答した企業は少なく、11.8%に過ぎない。その他には「現地企業との共同研究」や「外資系企業との共同研究」と回答した企業もあるが、それぞれ、3.3%と2.6%であった。主導者についても日本人主導で行われているという認識が本社にはある。

またR&Dの規模については、ここでも「無回答」企業が最も多いが、それを除いた回答数の中では、「売上高の1%未満」という回答数が最も多い（17.2%）。次いで「売上高の1～3%」

(16.6%), 「売上高3%超～8%」(9.9%)と続き、最も少ない回答は「売上高の8%超」(4.0%)であった。中国現地法人ではそれほど多くのR&D投資が実施されているわけではないというのが本社の認識である。

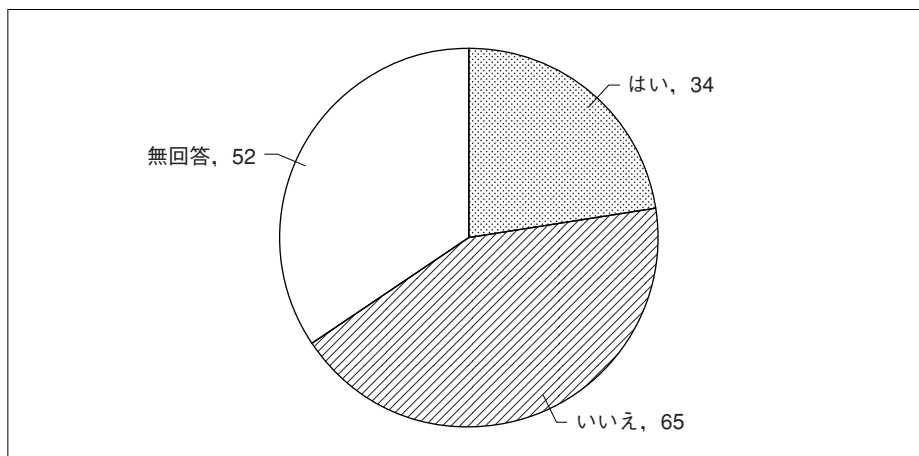
⑥ 中国現地法人のR&Dについておたずねします。中国現地法人でR&D活動を行っていますか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑥-1 R&Dの実施	⑥-2 R&Dの目的
1. はい	1. コストダウンのため
2. いいえ	2. 品質改善のため
	3. 新製品開発のため
	4. 上記の目的と異なり、基礎研究のため

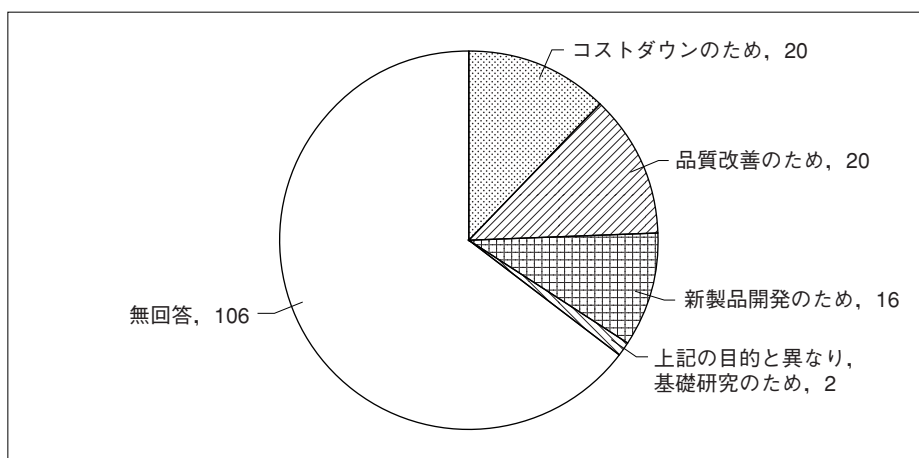
結果は次の通りである。

⑥中国現地法人でR&D活動を行っているか

⑥-1. R&Dの実施 (回答総数151)



⑥-2. R&Dの目的 (回答総数164)



ところで、中国現地法人における研究開発活動の状況を尋ねてみると、研究開発活動を実施していない企業の数が多く、43.0%を占めている。更に「無回答」の数（34.4%）がそれに続き、研究開発活動を実施している企業の数（22.5%）は第3位である。

R&Dの目的については、非常に多くの企業が回答していない（64.6%）が、R&Dを行っている企業の回答の中では、既存製品の改善、改良が中心となっている。それは「コストダウンのため」（12.2%）や「品質改善のため」（12.2%）の研究開発の投資が多いのに対し「新製品開発のため」（9.8%）や「基礎研究のため」と回答した企業は非常に少なく、1.2%に過ぎない。

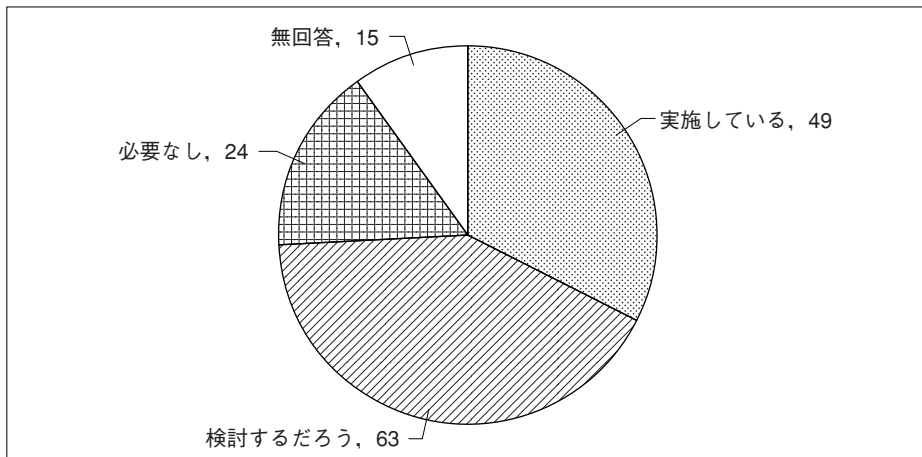
⑦ 技術移転に関して、中国現地子会社における今後（5年後）の研究開発（R&D）状況についてどのようにお考えですか。右の選択欄よりご回答ください。（R&Dの主導者に関しては、複数回答可）

選択欄		
⑦-1 「R&Dの実施」	⑦-2 「R&Dの主導者」	⑦-3 「R&D投資の規模」
1. 実施している	1. 日本人主導	1. 売上高の8%以上
2. 検討するだろう	2. 現地人主導	2. 売上高の3～8%
3. 必要なし	3. 外資系企業との共同研究	3. 売上高の1～3%
	4. 現地企業との共同研究	4. 売上高の1%未満

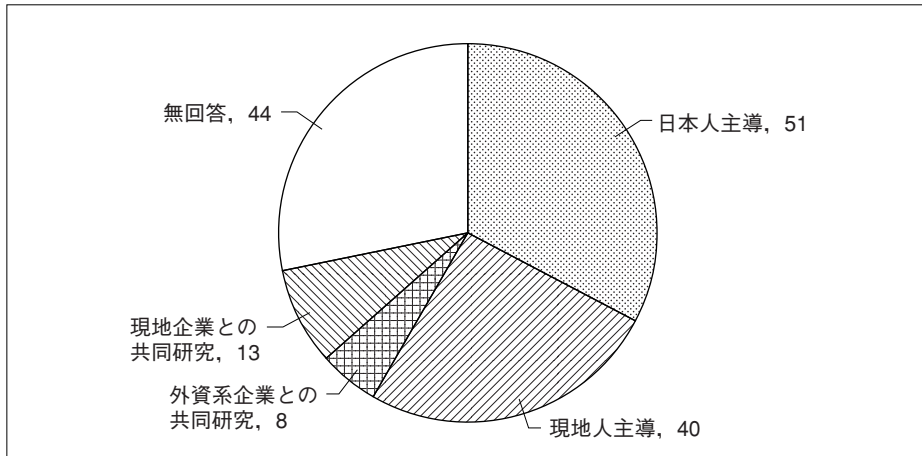
結果は以下の通りである。

⑦技術移転に関して、中国現地子会社における今後（5年後）のR&D状況

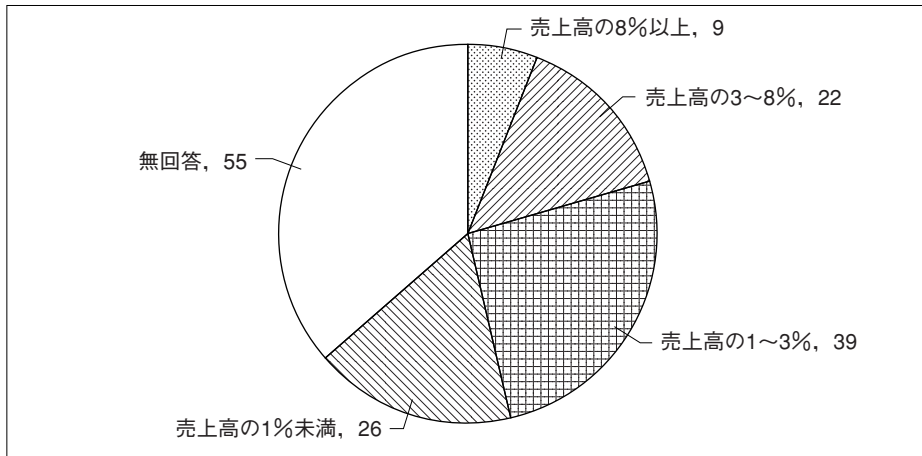
⑦-1. R&Dの実施（回答総数151）



⑦-2. R&Dの主導者（回答総数156）



⑦-3. R&D投資の規模（回答総数151）



今後5年以内に中国現地子会社のR&D状況がどのようになるか聞いたところ、R&Dの実施については「検討するだろう」と回答した企業が最も多く、41.7%を占める。続いて、「実施している」と回答した企業が32.5%であり、「必要なし」と回答した企業は大幅に減少して15.9%になった。

つぎにR&D主導者についても、「日本人主導」と回答した企業が最も多いが、その比率は減少して32.7%になった。これに対し「現地人主導」と回答した企業は大幅に増加し、25.6%になった。また「現地企業との共同研究」や「外資系企業との共同研究」はそれぞれ8.3%と5.1%であった。

R&D投資規模についても「売上高の1~3%」が最も多い回答数であり、25.8%を占める。次いで「売上高の1%未満」(17.2%)、「売上高の3~8%」(14.6%)、そして「売上高の8%以上」(6.0%)と続いている。こうした傾向を見る限り、5年後には中国現地法人の研究開発に果たす役割の重要性が高まるであろうということを日本本社は予想していることがわかる。

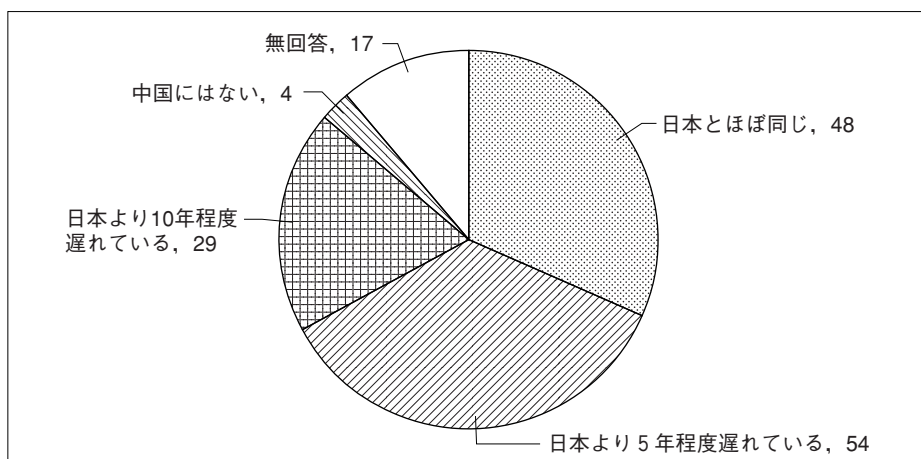
- ⑧ 中国現地子会社の技術レベル及び技術者の能力についてどのようにお考えですか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑧-1 生産技術	⑧-2 技術者
1. 日本とほぼ同じ	1. 非常に高い
2. 日本より5年程度遅れている	2. やや高い
3. 日本より10年程度遅れている	3. 普通
4. 中国にはない	4. かなり遅れている

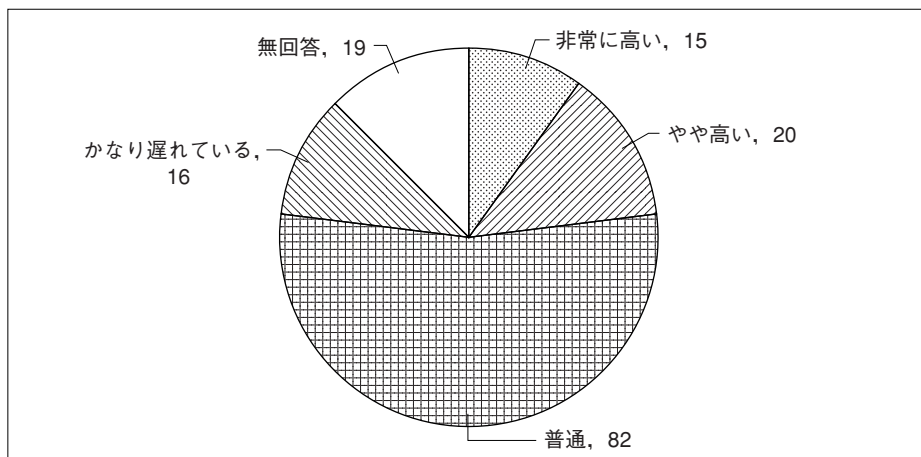
結果は以下の通りである。

⑧中国現地子会社の技術レベル及び技術者の能力について

⑧-1. 生産技術 (回答総数152)



⑧-2. 技術者 (回答総数152)



中国現地子会社の技術レベルおよび技術者のレベルに関して、日本本社はどのような認識をしているのだろうか。生産技術に関しては「日本より5年程度遅れている」と回答した企業が最も多く、35.5%であり、次いで、「日本とほぼ同じ」(31.6%)、「日本より10年程度遅れている」(19.1%)「中国には

ない」(2.6%)と続いている。現地市場の成長とともに生産技術の遅れは解消していくものと思われる。

次に技術者のレベルであるが、「普通」と回答した企業がもっとも多く、53.9%を占める。「やや高い」と「非常に高い」と回答した企業はそれぞれ、13.2%と9.9%である。これに対し、「かなり遅れている」と回答した企業は少なく10.5%しかない。

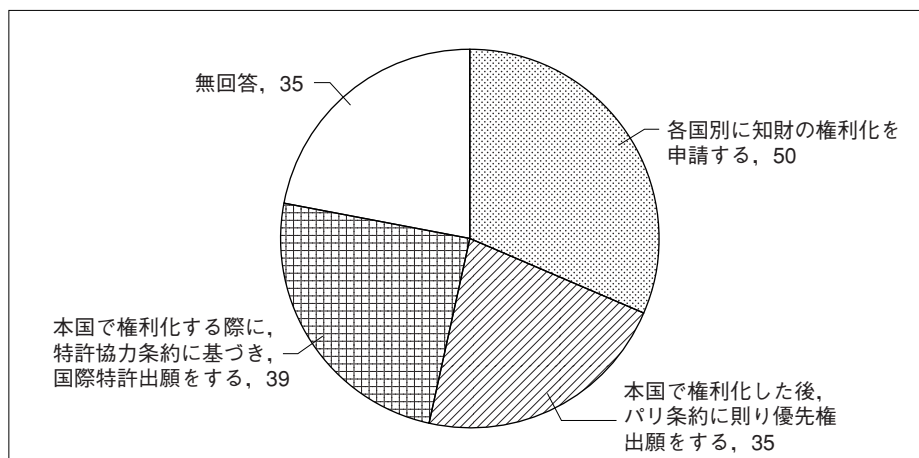
II-2 知的所有権について

⑨ 貴社の知財戦略についておたずねします。中国に限らず知財戦略の権利化をどのようにお考えですか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄
1. 各国別に知財の権利化を申請する
2. 本国内で権利化した後、パリ条約に則り優先権出願をする
3. 本国内で権利化する際に、特許協力条約(PCT)に基づき、国際特許出願をする

結果は以下の通りである。

⑨中国に限らず知財戦略の権利化をどのように考えているか
(回答総数159)



知財戦略については、「各国別に知財の権利化を申請する」というのがもっとも多く(31.4%)、次いで「本国内で権利化する際に、特許条約に基づき、国際特許出願をする」(24.5%)が続く、さらに「本国内で権利化した後、パリ条約に則り優先権出願をする」(22.0%)という回答が続く。日本企業も知財戦略を真剣に考慮し始めていることがわかる。

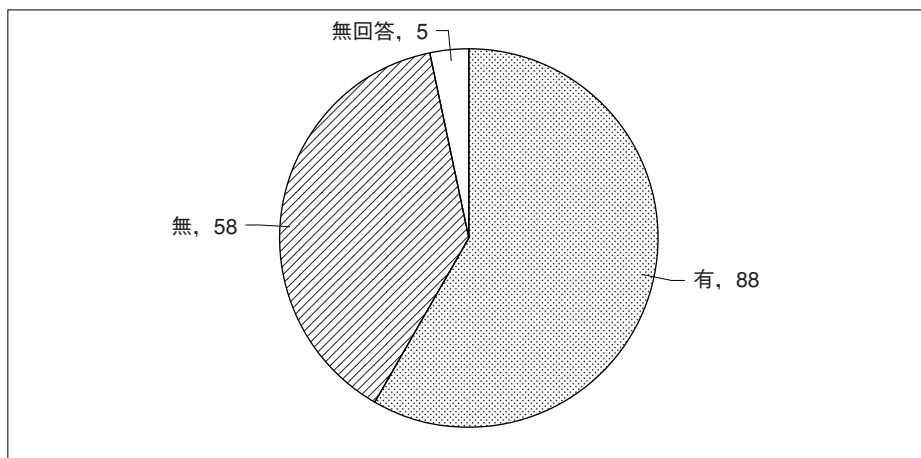
- ⑩ 貴社は本社に知的所有権問題を司る部（課）門をお持ちですか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑩-1 部門（課）	⑩-2 設置年
1. 有	1. 今年
2. 無	2. 1～3年経過
	3. 4～5年経過
	4. 6～9年経過
	5. 10年以上経過

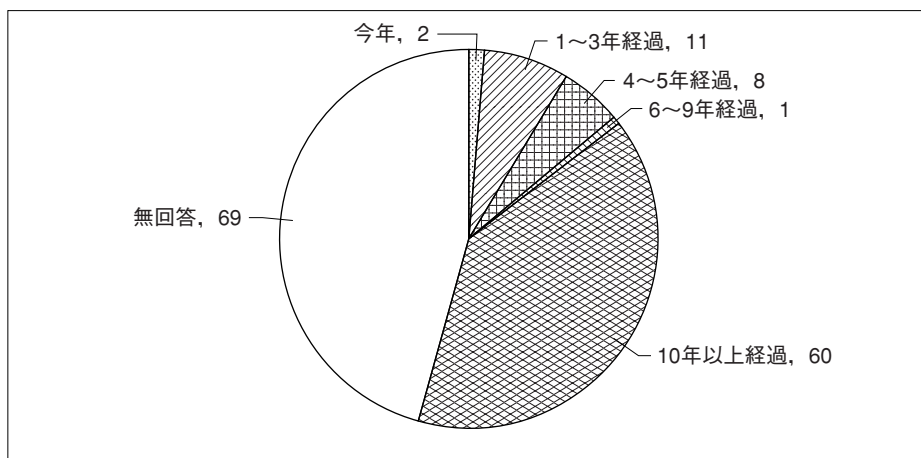
結果は以下の通りである。

- ⑩本社に知的所有権問題を司る部（課）門を持っているか

- ⑩-1. 部門（課）（回答総数151）



- ⑩-2. 設置年（回答総数151）



日本本社に知的所有権問題を司る部門の有無について尋ねてみると、およそ6割の企業が（正確には58.3%）そうした部門を持っていると回答した。逆に持っていないと回答した企業はおよそ4割近くになる（正確には38.4%）。そうした部門がいつ頃設置されたのかと尋ねたところ、「無回答」がもっとも多いが、回答を寄せた企業の中では「10年以上」と回答した企業が最も多く、39.7%であっ

た。設置後「1～3年経過」(7.3%),「4～5年経過」(5.3%)と続いている。

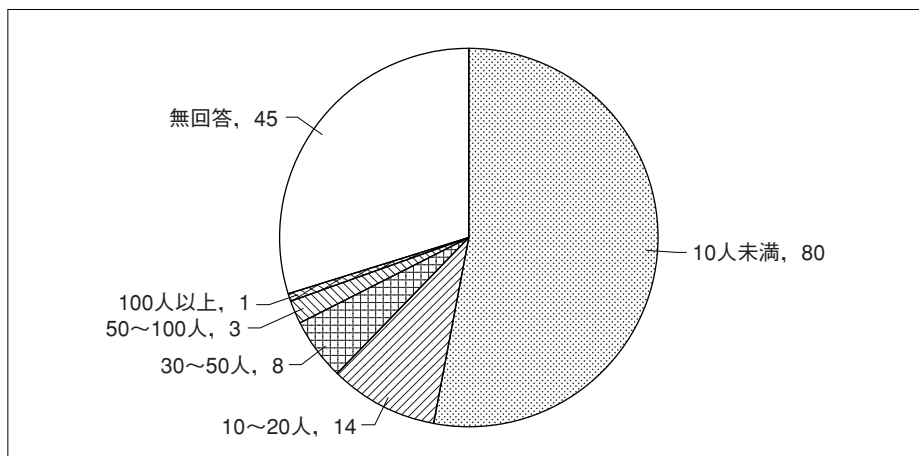
⑪ 本社の知的所有権問題を司る部(課)門は全体で何名いますか。
またその部門には社内専門職(社外の人を含みません)の方がいますか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑪-1 人数	⑪-2 専門職(弁理士, 弁護士)
1. 10人未満	1. 0人
2. 10~20人	2. 1~2人
3. 30~50人	3. 3~5人
4. 50人~100人	4. 6~9人
5. 100人以上	5. 10人以上

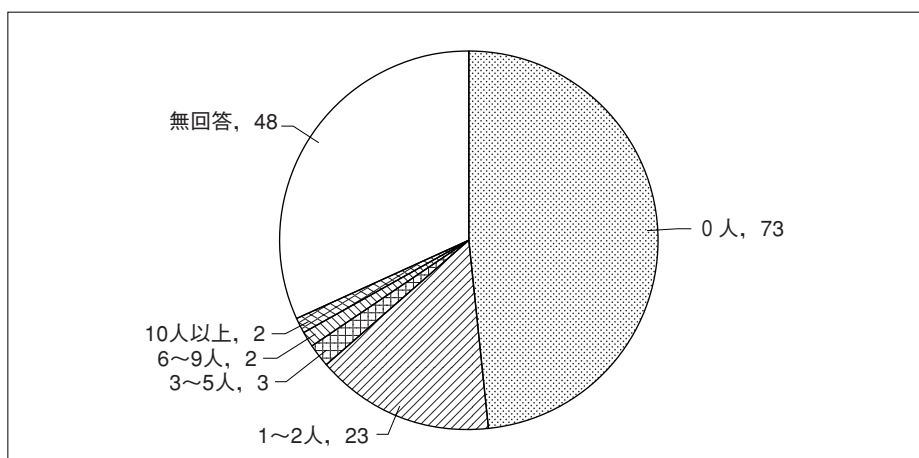
結果は以下の通りである。

⑪ 本社に知的所有権問題を司る部(課)門は全体で何名か
またその部門には社内専門職がいるか

⑪-1. 人数(回答総数151)



⑪-2. 専門職(弁理士, 弁護士)(回答総数151)



日本本社における知財部門の人員について尋ねると、「10人未満」と回答した企業が最も多く、全体の53.0%を占める。次いで「10～20人」(9.3%)、「30～50人」(5.3%)と続いている。中には「100人以上」と回答した企業も1社ある。

知財部門に弁理士、弁護士といった専門的人材を抱えているのかどうかを尋ねると、「0人」という回答が最も多く、およそ半数の企業(48.3%)は専門的人材を抱えていないということが明らかになった。次いで「1～2人」(15.2%)、「3～5人」(2.0%)と続いている、「10人以上」と回答した企業も2社あった。

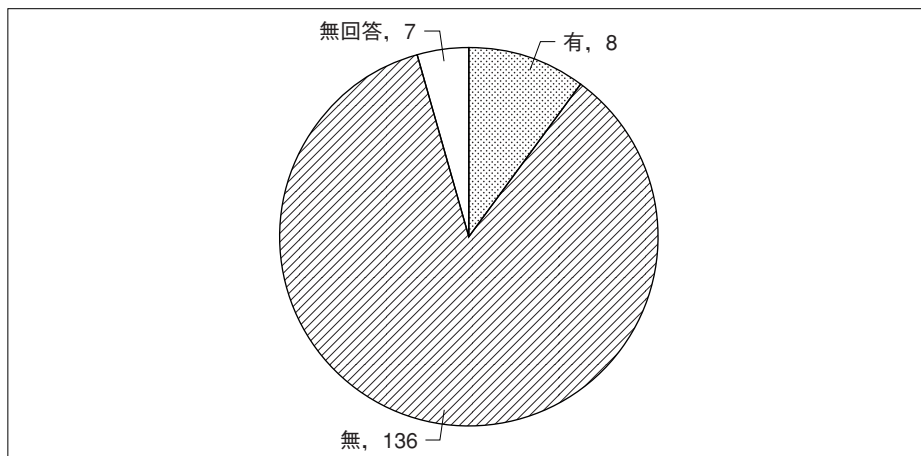
- ⑫ 貴社は中国現地子会社に知的所有権問題を司る部(課)門をお持ちですか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑫-1 部門(課)	⑫-2 設置年
1. 有	1. 今年
2. 無	2. 1～3年経過
	3. 4～5年経過
	4. 6～9年経過
	5. 10年以上経過

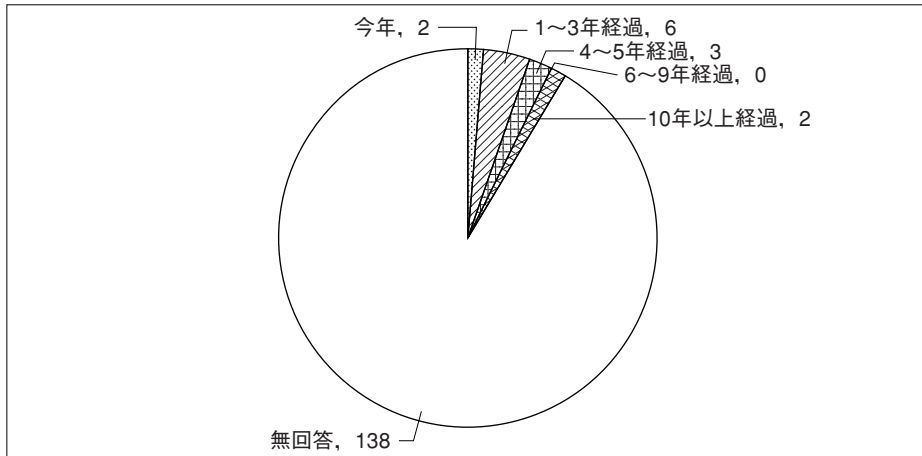
結果は以下の通りである。

- ⑫中国現地子会社に知的所有権問題を司る部(課)を持っているか

- ⑫-1. 部門(課) (回答総数151)



⑫-2. 設置年（回答総数151）



中国現地子会社に知的所有権を司る部門の有無を尋ねると、「無」と回答した企業が圧倒的で、90.1%であった。「有」と回答した企業はわずかに5.3%である。なおそれらが設置された時期について尋ねると、「無回答」が138社で91.4%となる。設置後「10年以上」と回答した企業は2社あるが、中国現地子会社での知財部門の設置は比較的最近の場合が多い。具体的には「1～3年経過」6社、「4～5年経過」3社、そして「今年（2005年）」と回答した企業が2社である。模造品問題などが最近頻発している状況を反映しているのかもしれない。

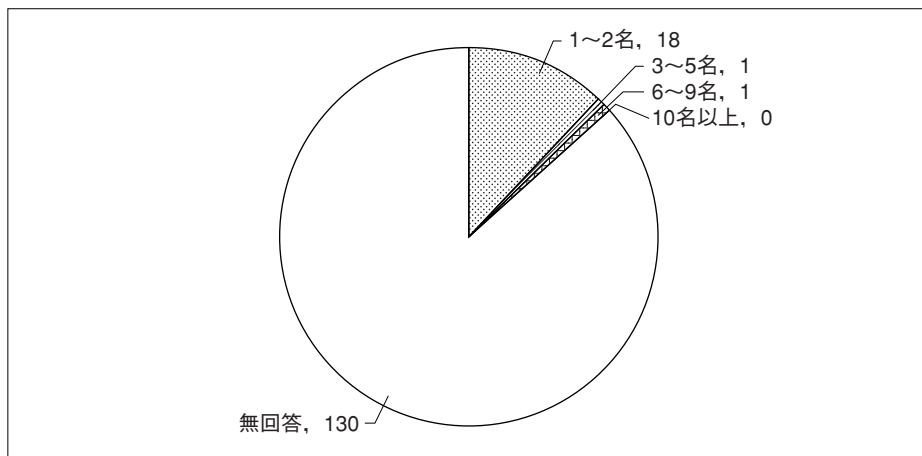
⑬ 中国現地子会社で知的所有権問題を司る部（課）門は全体で何名いますか。またその部門には社内専門職（社外の方は含みません）の方がいますか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑬-1 人数	⑬-2 専門職
1. 1～2名	1. 0人
2. 3～5名	2. 1人
3. 6～9名	3. 2人
4. 10名以上	4. 3～4人
	5. 5名以上

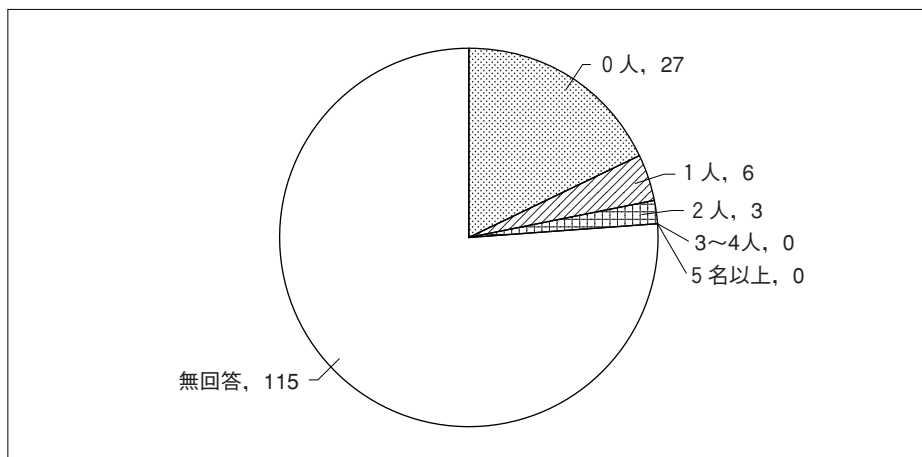
結果は以下の通りである。

- ⑬中国現地子会社の知的所有権問題を司る部（課）は全体で何名か
またその部門には社内専門職がいるか

⑬-1. 人数（回答総数150）



⑬-2. 専門職（弁理士，弁護士）（回答総数151）



中国現地子会社に知財問題を扱う部門を設置していても、その部門に所属する人数は少ない。18社が「1~2名」（回答総数の12.0%）と回答し、次いで1社が「3~5名」、1社が「6~9名」である。残りの130社は「無回答」である。そのうち弁理士や弁護士を抱えているか否かを尋ねると、6社が「1人」、3社が「2人」の回答である。総じて、中国現地法人に知財を扱う部門を設置している企業はまだ少ない。

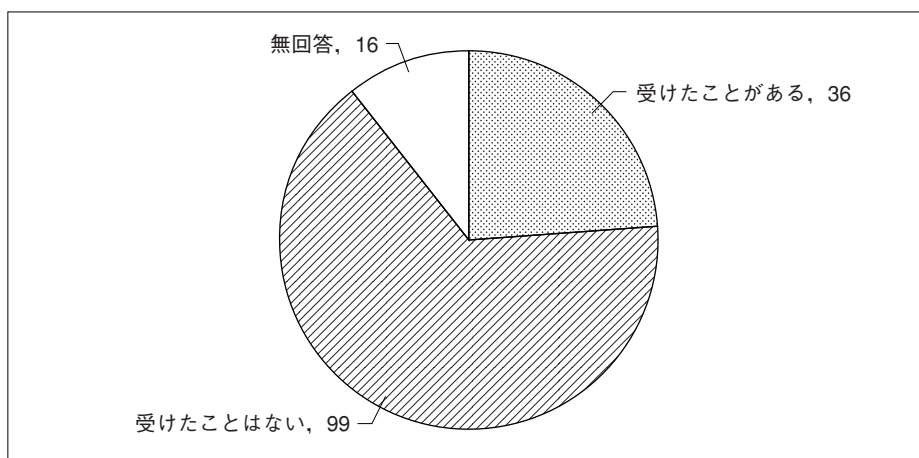
⑭ 知的所有権侵害問題の中国現地子会社への影響について右の選択欄よりご回答ください。(侵害内容について複数回答可) 侵害を受けたことがないと回答した場合は質問⑰に進んでください。

選択欄	
⑭-1 状況	⑭-2 侵害内容
1. 受けたことがある	1. 違法な模倣製造
2. 受けたことはない	2. 商標盗用
	3. 意匠盗用

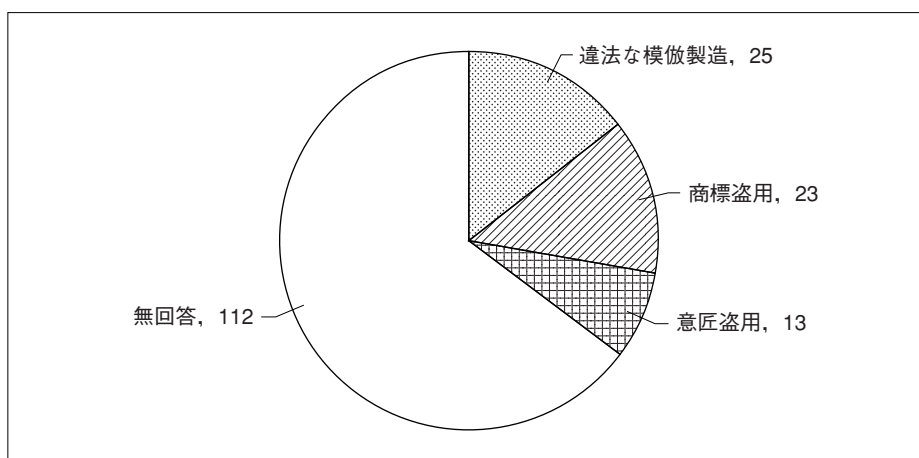
結果は以下の通りである。

⑭知的所有権侵害問題の中国現地子会社への影響

⑭-1. 状況 (回答総数151)



⑭-2. 侵害内容 (回答総数173)



中国現地子会社が知的所有権侵害を受けたか否か、そして侵害内容について尋ねてみた。侵害状況については、「受けたことはない」と回答した企業が最も多く99社 (65.6%) で、3分の2の企業は知的侵害を受けたことはないと答えている。これに対し、「受けたことがある」と回答した企業は36社 (23.8%) であった。

侵害内容については複数回答が可能であり、侵害内容の総数は61件である。知的侵害を受けたと回答した企業は36社であったから、1社あたり1.7件である。つまり知的侵害を受けた企業は「違法な模倣製造」「商標盗用」「意匠盗用」のいずれか2つの項目に亘って侵害されていることになる。

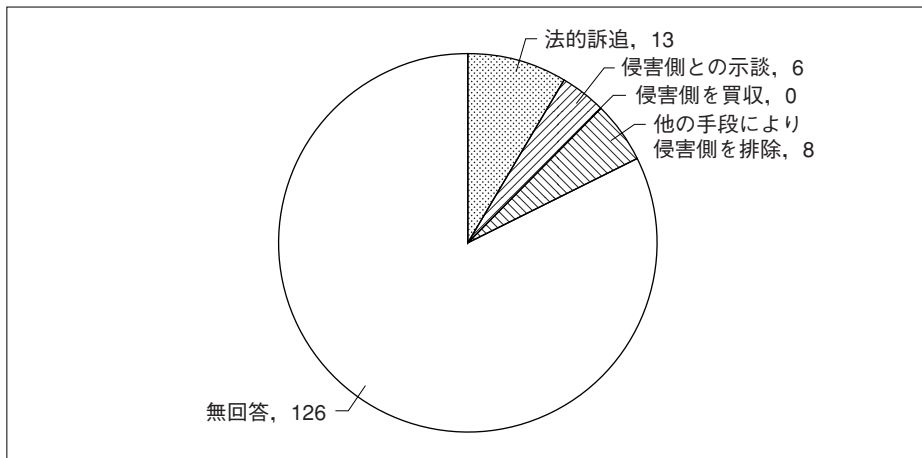
- ⑮ 中国で知的所有権侵害を受けて貴社がとった対応措置ならびに中国における知的所有権保護に関する問題点について右の選択欄よりご回答またはご記入ください。

選択欄			
⑮-1 対応措置	⑬-2 効果	⑬-3 理由	⑬-4 問題
1. 法的訴追	1. 有 2. ない		
2. 侵害側との示談	1. 有 2. ない		
3. 侵害側を買収	1. 有 2. ない		
4. 他の手段により侵害側を排除	1. 有 2. ない		

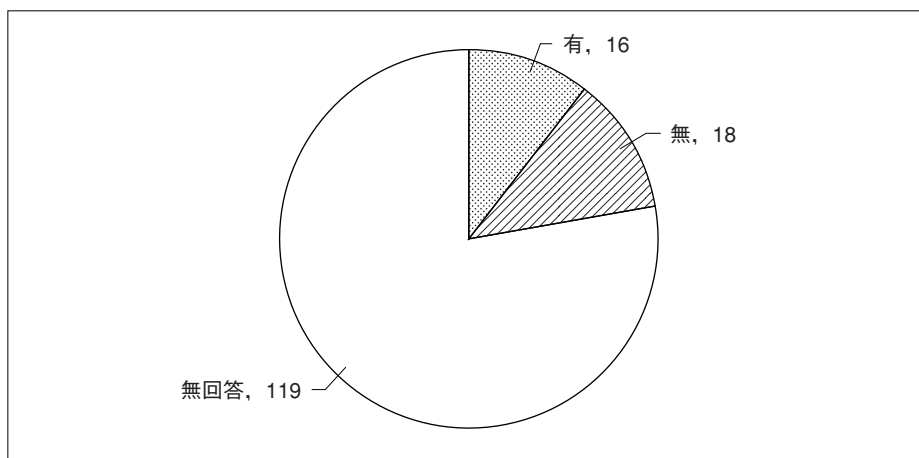
結果は以下の通りである。

- ⑮中国で知的所有権侵害を受けてとった対応措置ならびに中国における知的所有権保護に関する問題点

- ⑮-1. 対応措置 (回答総数153)



⑮-2. 効果 (回答総数153)



中国で知的侵害を受けた36社がどのような対応措置をとったのかを尋ねると、最も回答数の多かったのは「法的訴追」が13社、「他の手段により侵害側を排除」と回答した企業が8社、「侵害側との示談」と回答した企業が6社であった。「侵害側を買収」と回答した企業は0社であった。さらに、対応措置の効果を尋ねると、「効果あり」と回答した企業は16社、「効果なし」と回答した企業は18社で、両者が拮抗している。

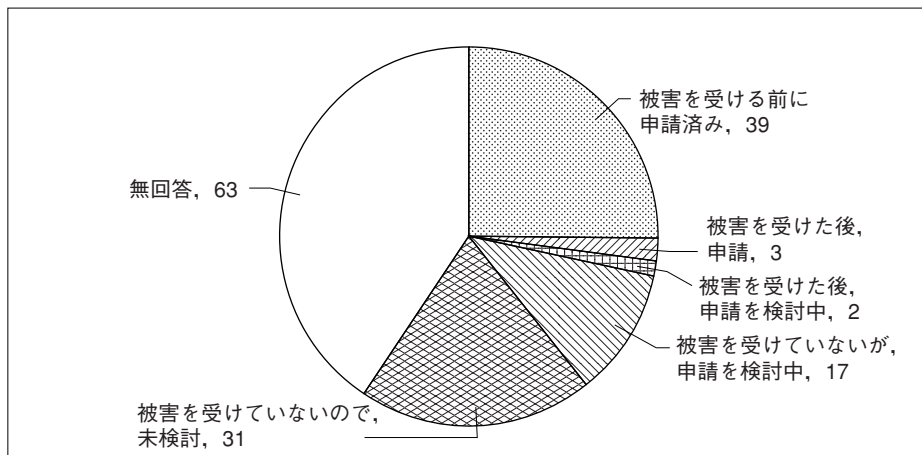
⑯ 貴社の中国での知的所有権保護対策について右の選択欄よりご回答ください。

選択欄			
⑯-1 特許申請	⑯-2 商標登録	⑯-3 意匠権申請	⑯-4 その他考え得る対応をご記入ください
1. 被害を受ける前に申請済	1. 被害を受ける前に申請済	1. 被害を受ける前に申請済	
2. 被害を受けた後、申請	2. 被害を受けた後、申請	2. 被害を受けた後、申請	
3. 被害を受けた後、申請を検討中	3. 被害を受けた後、申請を検討中	3. 被害を受けた後、申請を検討中	
4. 被害を受けていないが、申請を検討中	4. 被害を受けていないが、申請を検討中	4. 被害を受けていないが、申請を検討中	
5. 被害を受けていないので未検討	5. 被害を受けていないので未検討	5. 被害を受けていないので未検討	

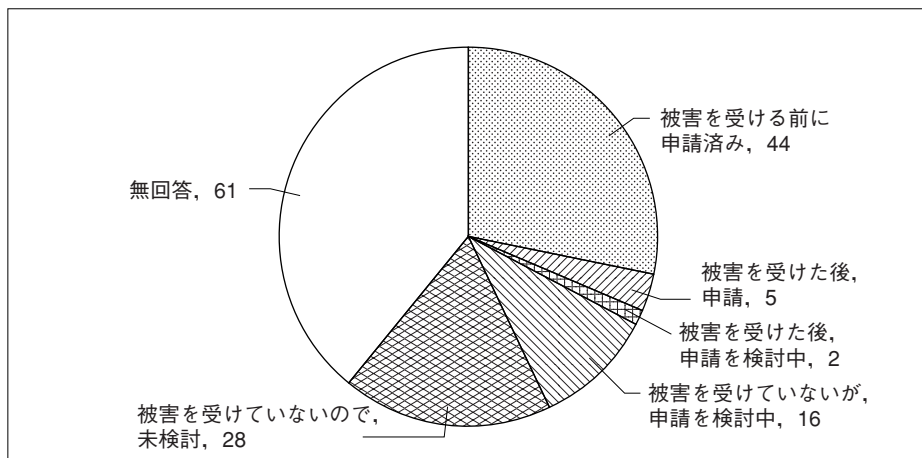
結果は以下の通りである。

⑩中国での知的所有権保護対策について

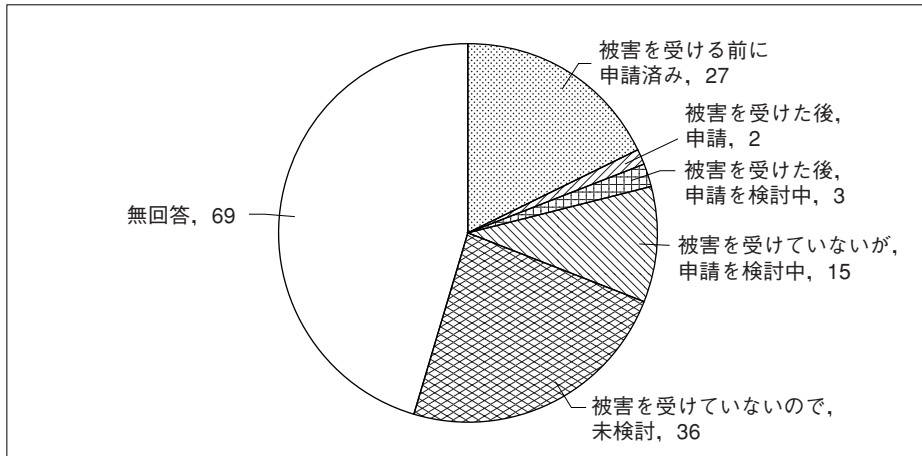
⑩-1. 特許申請（回答総数155）



⑩-2. 商標登録（回答総数156）



⑩-3. 意匠権申請（回答総数179）



中国での知的所有権対策について日本本社の考え方を特許申請、商標登録、意匠権申請について尋ねた。特許申請については、「被害を受けていないので未検討」という回答（回答総数の20.0%）はあるものの、たいていの企業は「被害を受ける前に申請済み」という回答（回答総数の25.2%）や、「被害を受けていないが申請を検討中」（回答総数の11.0%）、「被害を受けた後申請」（回答総数の1.9%）、「被害を受けた後、申請を検討中」（回答総数の1.3%）と何らかの特許対策に前向きなことがわかる。

商標登録については、「被害を受けていないので未検討」（回答総数の17.9%）という回答は特許申請と比べて未検討とする回答が少ない。むしろ商標登録に積極的で、「被害を受ける前に申請済み」という回答が最も多く、回答総数の28.2%を占める。次いで、「被害を受けていないが、申請を検討中」（回答総数の10.3%）、「被害を受けた後、申請」（回答総数の3.2%）、「被害を受けた後、申請を検討中」（回答総数の1.3%）と続いている。

意匠権申請についても「被害を受けていないので未検討」（回答総数の20.1%）と最も回答が多いものの、意匠権申請についても、日本本社には積極的な傾向が見られる。すなわち、「被害を受ける前に申請済み」（回答総数の15.1%）、「被害を受けていないが、申請を検討中」（回答総数の8.4%）、「被害を受けた後、申請を検討中」（回答総数の1.7%）、「被害を受けた後、申請」（回答総数の1.1%）と続いている。

日本本社は特許対策では、未検討と申請済み（申請検討中も含む）の回答の比率は20.0対39.4であり、商標登録についてもその比率は17.9対43.0であり、意匠権申請については20.1対26.3となっている。いずれの項目に関しても、日本本社は知的財産を保護しようとしていることがわかる。

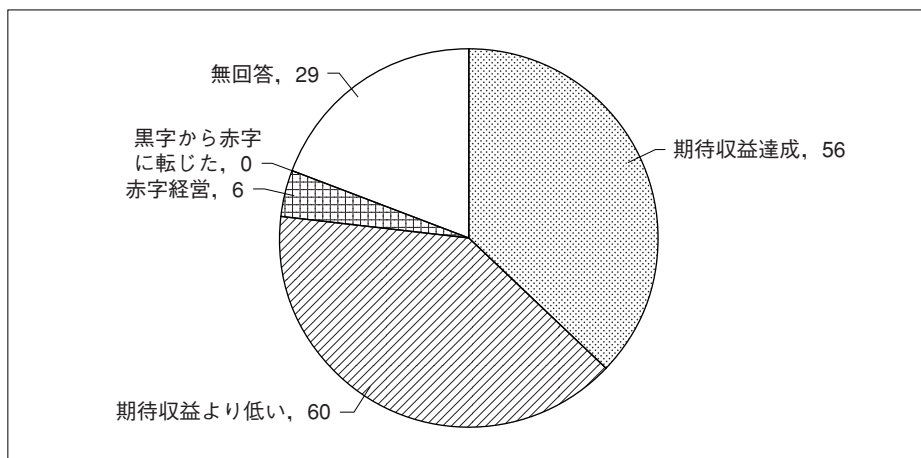
- ⑰ 貴社は中国現地子会社の期待収益についてどのように認識されていますか。右の選択欄よりご回答ください。

選択欄	
⑰-1 収益の達成度合	⑰-2 知的所有権侵害の収益への影響
1. 期待収益達成	1. 有, 2. 無
2. 期待収益より低い	1. 有, 2. 無
3. 赤字経営	1. 有, 2. 無
4. 黒字から赤字に転じた	1. 有, 2. 無

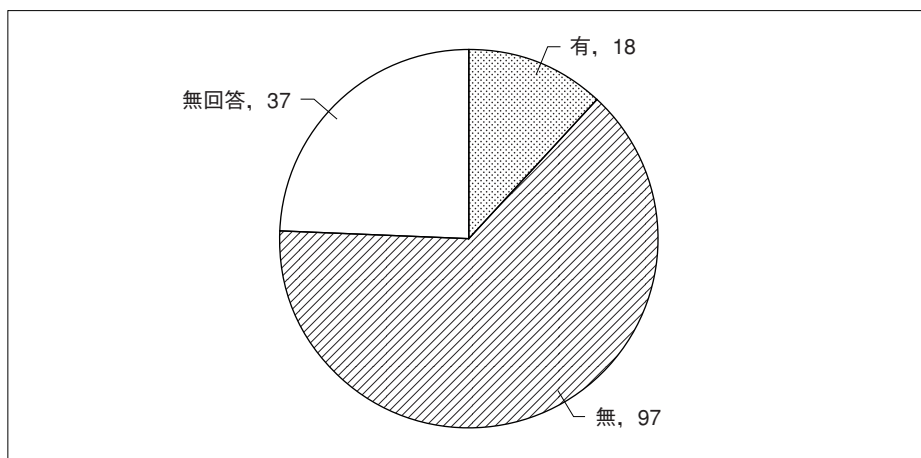
結果は以下の通りである。

⑰中国現地子会社の期待収益についてどう認識しているか

⑰-1. 収益の達成度合 (回答総数151)



⑰-2. 知的所有権侵害の収益への影響 (回答総数152)



中国現地法人がどの程度の収益を上げているかということを尋ねると、日本本社の回答は「期待収益より低い」と回答した企業がもっと多く、60社 (39.7%) あったが、それとほぼ同数の企業が「期待収益を達成」していると回答している (56社, 37.1%)。「赤字経営」のままであると回答した企業も6社あった。また知的所有権侵害による収益への影響の有無について尋ねたところ、「無」と回答

した企業が最も多く回答総数の63.8%であり、「有」と回答した企業は回答総数のわずか11.8%であった。

Ⅱ-3 本社及び姉妹子会社との関係

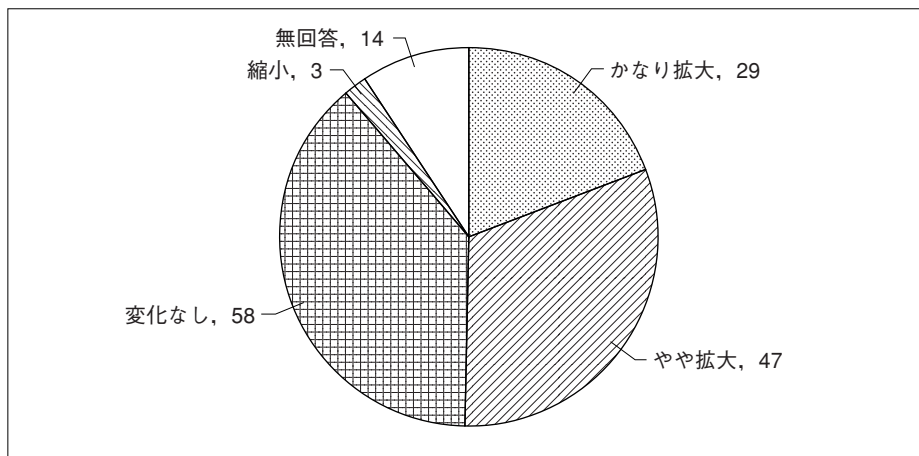
⑱ 貴社は中国現地子会社設立後、現在その能力についてどのように認識していますか、右の選択欄よりご回答ください。

選択欄		
⑱-1 本社からの権限委譲	⑱-2 経営資源および経営能力	⑱-3 姉妹会社との技術交流および技術移転
1. かなり拡大	1. かなり増強	1. かなり行った
2. やや拡大	2. やや増強	2. やや行った
3. 変化なし	3. 変化なし	3. 変化なし
4. 縮小	4. 縮小	4. 縮小

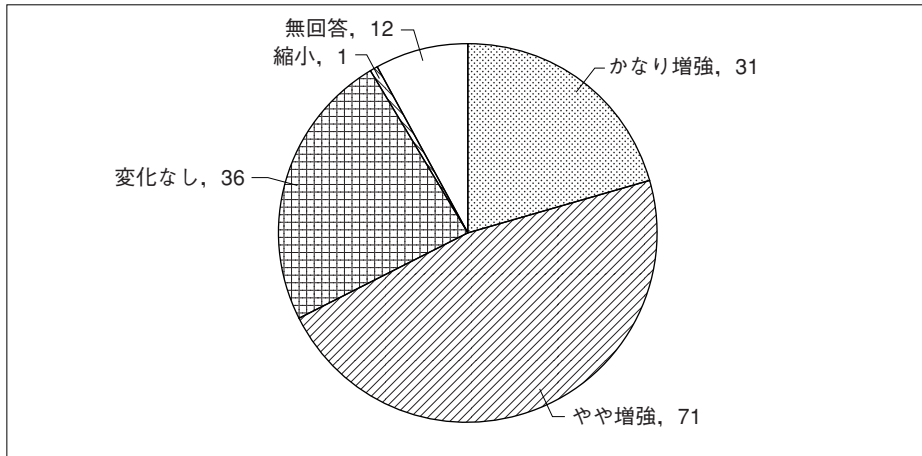
結果は以下の通りである。

⑱中国現地子会社設立後、現在の能力についてどう認識しているか

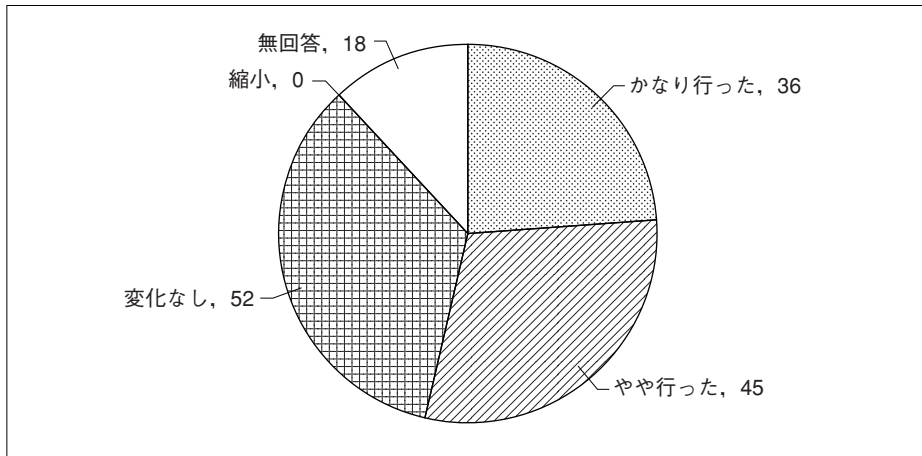
⑱-1. 本社からの権限委譲 (回答総数151)



⑱-2. 子会社の経営資源および経営能力（回答総数151）



⑱-3. 姉妹会社との技術交流及び技術移転（回答総数151）



本社は中国現地子会社への権限委譲についてどのように認識しているのかを尋ねてみると、「変化なし」と回答した企業が58社（38.4%）と最も多く、「やや拡大」が47社（31.1%）、「かなり拡大」が29社（19.2%）と続いている。子会社の経営資源や能力については、「やや増強」と回答した企業が最も多く、71社（47.0%）と最も多く、次いで「変化なし」が36社（23.8%）、「かなり増強」が31社（20.5%）と続いている。かなり増強とやや増強と回答した企業を「増強」と考えると、104社（67.5%）にもなり、子会社の経営資源や能力の増強が行われていると認識している。姉妹子会社間の技術交流や技術移転については「変化なし」と回答した企業が最も多くて52社（34.4%）だが、「やや行った」45社（29.8%）と「かなり行った」と回答した企業36社（23.8%）を合わせてみると、81社（53.6%）において子会社間での技術移転や技術交流を行っている」と認識している。要するに子会社への権限委譲、子会社の経営資源・能力、さらに子会社間の技術移転・技術交流のいずれについても拡大・進展が続いていると本社は認識していることがわかる。